

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	農用地利用規程の認定の取消	
根拠法令・条項	農業経営基盤強化促進法 24条3項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
処 分 基 準	<p>・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない</p> <p>法 第24条3項 施行令 第10条</p> <p>1 農用地利用規程に従って農用地利用改善事業を行っていないと認められる場合</p> <p>2 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体が同項に規定する団体でなくなった場合。</p> <p>3 法第6条第6項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなった場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について第1項の変更の認定を受けなかったとき。</p> <p>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明 の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁 明の手続を省 略する場合の 根拠条項等)	
	個別法により 聴聞又は弁明 の手続の適用 が除外される 場合の根拠法 令及び条項	